

2016年6月7日

## ふとん用詰めものに関する 再生原料使用 の明記について

JBA（一社）日本寝具寝装品協会  
コンプライアンス委員会

当協会は、昭和 55 年当時の通商産業省指導で「ふとん品質表示作成委員会」を設置制定の歴史であります。

平成 13 年頃に、社会的資源活用が盛んとなり再生紙、再生ポリエステル等が生産されておりました。JBA 品質管理委員会においても、ふとん用詰めものとしての中古原料の扱い 及び 呼称等が討議されました。

構成委員は会員である各ふとん団体（日本羽毛製品協同組合 2 名、日本ふとん製造協同組合 2 名、ふとん地流通部会 1 名、日本寝具卸売組合連合 2 名）からの選抜者でした。

中古原料を再販の場合、殺菌消毒後に 「再生原料使用」と品質表示ラベルに明記することが決まりました。これは業界自主基準として ふとん品質表示規程集 に掲載されることとなりました。

■ふとん品質表示規程集（9 ページ） JBA（一社）日本寝具寝装品協会編集

第 4 条 4 項：中古原料については、次の通りとする。

毛、絹、羽毛、麻、綿、合成繊維及びその他の繊維で、あらかじめ適正な洗浄、殺菌等の処理をした原料を使用し、必ず「再生原料使用」と品質表示に明記すること。

ここで言う中古原料とは、人が使用したふとんの詰めものとして使われていた古わた、マットレスウール及びそれに類するものを言う。

また、適正な洗浄、殺菌等の処理とは、次の加工処理がなされたものをいう。

（GF マークの対象外）

- 一、 洗浄は、丸洗い又は解体等により洗浄すること。
- 二、 除塵は、ダニの糞・死骸、その他の夾雑物を除去すること。
- 三、 殺菌、殺虫は、厚生省（現在の厚生労働省）「感染症の予防及び、感染症の患者に対する医療に関する法律第 6 条第 2 項から第 5 項まで又は第 7 項に規定する感染症の病原体により汚染されているもの以外の感染の危険性のある寝具類に関する消毒方法」を準用し、次のいずれかの方法で行うこと。

- ① 100℃以上の温熱に 10 分間以上作用させること。
- ② 80℃以上の熱湯に 10 分間以上浸すこと
- ③ さらし粉、次亜塩素酸ナトリウム等を使用し、遊離塩素 250ppm 以上の水溶液中に 30℃で 5 分間以上浸すこと。(この場合、終末遊離塩素濃度が 100ppm を下らないこと。)
- ④ 逆性石けん液、両性界面活性剤等の殺菌効果のある界面活性剤を使用し、その適正希釈溶液中に 30℃以上 30 分間以上浸すこと。
- ⑤ クロールヘキシジンの適正希釈水溶液中に 30℃以上で 30 分間以上浸すこと。
- ⑥ あらかじめ真空にした装置に容積 1 立方メートルにつきホルムアルデヒド 6 g 以上及び水 40g 以上を同時に蒸発させ、密閉したまま 60℃以上で 7 時間以上触れさせること。
- ⑦ あらかじめ真空にした装置にエチレンオキシドガスと不活化ガス（炭酸ガス、フロンガス等）を混合したものを注入し、大気圧下で 50℃以上で 4 時間以上作用させるか、又は 1 kg/cm<sup>2</sup>まで加圧し 50℃以上で 1 時間 30 分以上作用させること。
- ⑧ あらかじめ真空にした装置にオゾンガスを注入し、CT 値 9000ppm・min 以上作用させること。また「感染の危険のある寝具類におけるオゾンガス消毒について」を遵守すること。

ふとん品質表示規程集記述より

近年、水鳥羽毛を初めとする天然資源供給が減少、高騰化傾向の中で、中古羽毛製品のメンテナンスを含めた再活用策がビジネスベースで進められております。その過程からリサイクルダウン、リサイクル羽毛等の羽毛中古原料使用の再販表記品が出回っております。

改めて、中古羽毛の再販にあたっては衛生管理面の必要性と、消費者に対して適格な表示表記を業界として徹底すべきであると考えております。

品質表示ラベルの枠外上部又は枠内詰めもの欄に、下記のように各事業者独自の再生羽毛名を記載する場合には、その呼称の前に、必ず 再生羽毛原料使用の文言を明記する。

\* (一例) 再生羽毛原料使用 (リサイクルダウン)

上記は 羽毛に限らず、羊毛、綿、絹、麻、化繊等ふとん用中古原料の再販時にそれぞれの詰めものの呼称を用いて表記することとする。 以上